

### Ⅲ 河川施設編



「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分  | 区分   | 内容        | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画  | 地域の特記事項                       | 備考  | 参考資料<br>図面表示         |
|-------|------|-----------|--|---|-------------------------------|---|----------------------|
| 予防管理型 | 施設補修 | 樋門・樋管点検整備 | 予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備 | ○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備<br>○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整<br>○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理 | ○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)       | ○R6年度点検整備箇所数<br>N=59基   |                      |
|       |      | 樋門・樋管補修   | 予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施  | ○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施<br>○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施<br>○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)   |                               |   |                      |
|       |      | 樋門・樋管再塗装  | 予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施  | ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施   |                               |   |                      |
|       |      | 堰・排水機場等補修 | 定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保  | ○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施<br>○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施   |                               |   | ○R6年度点検整備箇所数<br>N=5基 |
| 対症管理型 | 施設補修 | 堤防補修      | 堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施   | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修<br>○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)  | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する | 【河川施設安全点検結果HPアドレス】<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm</a> |                      |
|       |      | 護岸補修      | 護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施                                    | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修<br>○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)  | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する | 【河川施設安全点検結果HPアドレス】<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm</a> |                      |
|       |      | 床止補修      | 床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施                                      | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修<br>○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)  | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する | 【河川施設安全点検結果HPアドレス】<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm</a> |                      |
|       |      | 転落防止柵補修   | 倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施  | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修<br>○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)   | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する | 【河川施設安全点検結果HPアドレス】<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasen/ahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm</a> |                      |

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分  | 区分      | 内容  | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画  | 地域の特記事項   | 備考                    | 参考資料<br>図面表示              |                                   |
|-------|---------|---|--|---|---|-----------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 対症管理型 | 施設補修    | 堤内排水路補修   | 堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施                     | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修   |   |                       |                           |                                   |
|       |         | 標識設置  | 老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施                                 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修  |   |                       |                           |                                   |
| 日常管理型 | 河川機能回復  | 低水路整理   | 河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去                               | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去<br>○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去    |   |                       |                           |                                   |
|       |         | 河口掘削  | 河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施             | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施<br>○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる                         | ○パトロールにより河口の状況を把握し、魚類が遡上できない原因となる恐れがある場合に河口掘削を実施。<br>・古平町 古平川<br>・積丹町 美国川、積丹川   |                       | 要注意河川明示(治水系パトロール実施区間図)    |                                   |
|       |         | 結氷除去  | 融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去 | ○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去<br>○H23年北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去        |   |                       |                           | 「北海道の融雪災害対策」参照<br>要注意河川明示(パトロール図) |
|       |         | 流木除去  | 河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生のある場合に、除去                            | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去<br>○海岸等への流出による定置網等への被害の発生のある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去          | ○出水後に関係機関による現地調査実施  |                       |                           |                                   |
|       |         | 河川区域維持  | 河川区域伐開   | 河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施<br>○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討<br>○伐木材の再資源化等への利用を検討 | ○5月中に市民団体要望箇所を調整(第1回) | ○市民団体による実施箇所(H26)<br>・古平川 |                                   |
|       | 再生資源等処理 | 河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管                           |   |   |                       |                           |                                   |

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分  | 区分        | 内容  | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画   | 地域の特記事項   | 備考  | 参考資料<br>図面表示    |  |
|-------|-----------|---|--|--|---|---|-----------------|--|
| 日常管理型 | 河川区域維持    | その他   | 不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施   | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施<br>○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施<br>○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置<br>○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置 | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する   | 【河川施設安全点検結果HPアドレス】<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksn/sbs/ksn/kasenkahome/anze_nriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksn/sbs/ksn/kasenkahome/anze_nriyoutenken/index_anzen.htm</a> |                 |  |
| 日常管理型 | 除草        | 水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間) | 重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所での、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施 | ○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施<br>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理<br>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施<br>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施                           | ○市民団体による実施箇所(H26)<br>・古平川   | 除草区間明示(河川除草区間図)   |                 |  |
|       |           | 上記以外の区間                                       | 上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施                                     |  | ○「市民団体協働の川づくり事業」～建設管理部HP掲載<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksn/sbs/ksn/kasenkahome/siminndantai.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksn/sbs/ksn/kasenkahome/siminndantai.htm</a> | 除草区間明示(河川除草区間図)   |                 |  |
|       |           | 周辺環境  | 病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施  | ○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施   |   |   | 除草区間明示(河川除草区間図) |  |
|       | 環境施設の機能回復 | 低々水路の機能保持                                     | 土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去  | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去   |   |   |                 |  |
|       |           | 魚道の機能保持                                       | 土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去  | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去   |   |   |                 |  |
|       |           | 魚巢護岸の機能保持                                     | 土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する  | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去   |   |   |                 |  |
|       |           | 環境施設の機能保持                                     | 親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去   | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去  |   |   |                 |  |

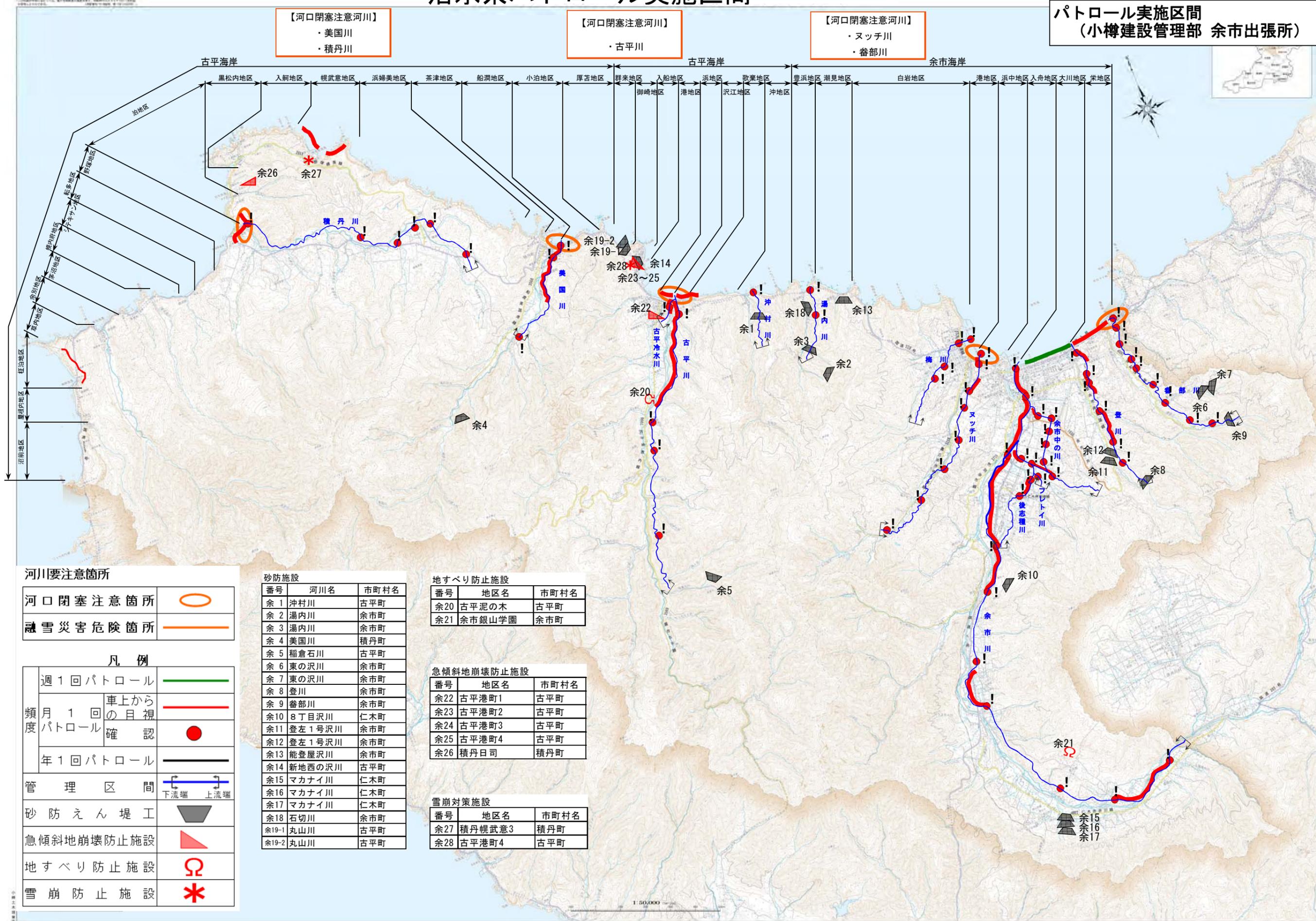
「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分  | 区分           | 内容         | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画   | 地域の特記事項  | 備考                                    | 参考資料<br>図面表示    |
|-------|--------------|------------|--|--|--|---------------------------------------|-----------------|
| 日常管理型 | その他河川区域の環境管理 | 河畔樹木の育成など  | 良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保               | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施   |  |                                       |                 |
|       |              |            |  | ○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施<br>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施  |  |                                       |                 |
| 必要経費  | 付属施設補修       | 水文施設補修     | 老朽化や水損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施  | ○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施<br>○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応<br>※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供   | ○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する | ○施設年点検<br>○不具合時点検保守                   |                 |
|       | 施設維持         | 排水機場       | 施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費   | ○建管管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理<br>○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理   |  |                                       |                 |
|       | 河川区域維持       | 水防資材等購入    | 洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費 | ○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理  | ○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する                             | ○防災情報連絡会議(6月予定)                       | 水防等資材保管一覧表(資料編) |
|       | 樋門(管)操作委託料   |            | 出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費   | ○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約   |  | ○樋門操作委託契約(4月)<br>余市町、仁木町、古平町、積丹町      |                 |
|       |              | 定期点検操作委託料  | 樋門(管)の適切な機能保安を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費   | ○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとされていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定<br>○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給<br>○定期点検の記録表は翌月5日までに提出 |  | ○定期点検(5回)<br>・出水期前1回(4月)<br>・7～10月各1回 |                 |
|       |              | 臨時操作・巡回委託料 | 大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費   | ○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる<br>○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる   |  |                                       |                 |

# 治水系パトロール実施区間

パトロール実施区間  
(小樽建設管理部 余市出張所)



【河口閉塞注意河川】  
・ 美国川  
・ 積丹川

【河口閉塞注意河川】  
・ 古平川

【河口閉塞注意河川】  
・ ヌッチ川  
・ 畚部川

## 河川要注意箇所

|          |  |
|----------|--|
| 河口閉塞注意箇所 |  |
| 融雪災害危険箇所 |  |

## 凡例

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| 頻度         | 週 1 回パトロール |  |
|            | 月 1 回パトロール |  |
|            | 年 1 回パトロール |  |
| 管理区間       |            |  |
| 砂防えん堤工     |            |  |
| 急傾斜地崩壊防止施設 |            |  |
| 地すべり防止施設   |            |  |
| 雪崩防止施設     |            |  |

## 砂防施設

| 番号    | 河川名    | 市町村名 |
|-------|--------|------|
| 余 1   | 沖村川    | 古平町  |
| 余 2   | 湯内川    | 余市町  |
| 余 3   | 湯内川    | 余市町  |
| 余 4   | 美国川    | 積丹町  |
| 余 5   | 稲倉石川   | 古平町  |
| 余 6   | 東の沢川   | 余市町  |
| 余 7   | 東の沢川   | 余市町  |
| 余 8   | 登川     | 余市町  |
| 余 9   | 畚部川    | 余市町  |
| 余10   | 8丁目沢川  | 仁木町  |
| 余11   | 登左1号沢川 | 余市町  |
| 余12   | 登左1号沢川 | 余市町  |
| 余13   | 能登屋沢川  | 余市町  |
| 余14   | 新地西の沢川 | 古平町  |
| 余15   | マカナイ川  | 仁木町  |
| 余16   | マカナイ川  | 仁木町  |
| 余17   | マカナイ川  | 仁木町  |
| 余18   | 石切川    | 余市町  |
| 余19-1 | 丸山川    | 古平町  |
| 余19-2 | 丸山川    | 古平町  |

## 地すべり防止施設

| 番号  | 地区名    | 市町村名 |
|-----|--------|------|
| 余20 | 古平泥の木  | 古平町  |
| 余21 | 余市銀山学園 | 余市町  |

## 急傾斜地崩壊防止施設

| 番号  | 地区名   | 市町村名 |
|-----|-------|------|
| 余22 | 古平港町1 | 古平町  |
| 余23 | 古平港町2 | 古平町  |
| 余24 | 古平港町3 | 古平町  |
| 余25 | 古平港町4 | 古平町  |
| 余26 | 積丹日司  | 積丹町  |

## 雪崩対策施設

| 番号  | 地区名    | 市町村名 |
|-----|--------|------|
| 余27 | 積丹幌武意3 | 積丹町  |
| 余28 | 古平港町4  | 古平町  |

1:50,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平 24 情使、第 244-30415 号)

| 凡 例     |                    |   |
|---------|--------------------|---|
| 頻度      | 1年に1回              |  |
| 頻度      | 植生の繁茂状況により必要に応じて実施 |  |
| 管 理 区 間 |                    |  |



## IV 砂防・地すべり・急傾斜編

# 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

## (1) 砂防関係施設一覧（余市出張所管内）

### 砂防設備

| 番号    | 級 | 水系名 | 河川名    | 工種     | 施行年度    | 市町村名 | 備考   |
|-------|---|-----|--------|--------|---------|------|------|
| 余 1   | 2 | 沖村川 | 沖村川    | 砂防えん堤工 | S40～S41 | 古平町  |      |
| 余 2   | 普 | 湯内川 | 湯内川    | 砂防えん堤工 | S41～S41 | 余市町  |      |
| 余 3   | 2 | 湯内川 | 湯内川    | 砂防えん堤工 | S42～S43 | 余市町  |      |
| 余 4   | 普 | 美国川 | 美国川    | 砂防えん堤工 | S43～S46 | 積丹町  |      |
| 余 5   | 普 | 古平川 | 稲倉石川   | 砂防えん堤工 | S44～S44 | 古平町  |      |
| 余 6   | 普 | 畚部川 | 東の沢川   | 砂防えん堤工 | S58～S59 | 余市町  | 1号ダム |
| 余 7   | 普 | 畚部川 | 東の沢川   | 砂防えん堤工 | S60～S62 | 余市町  | 2号ダム |
| 余 8   | 2 | 登川  | 登川     | 砂防えん堤工 | S62～H01 | 余市町  |      |
| 余 9   | 2 | 畚部川 | 畚部川    | 砂防えん堤工 | S63～H06 | 余市町  |      |
| 余10   | 普 | 余市川 | 8丁目沢川  | 砂防えん堤工 | H05～H06 | 仁木町  |      |
| 余11   | 普 | 登川  | 登左1号沢川 | 砂防えん堤工 | H05～H06 | 余市町  | 2号ダム |
| 余12   | 普 | 登川  | 登左1号沢川 | 砂防えん堤工 | H05～H09 | 余市町  | 1号ダム |
| 余13   | 普 | 島泊川 | 能登屋沢川  | 砂防えん堤工 | H07～H10 | 余市町  |      |
| 余14   | 普 | 丸山川 | 新地西の沢川 | 砂溜工    | H13～H18 | 古平町  |      |
| 余15   | 普 | 余市川 | マカナイ川  | 砂防えん堤工 | H15～H20 | 仁木町  | 1号ダム |
| 余16   | 普 | 余市川 | マカナイ川  | 砂防えん堤工 | H15～H20 | 仁木町  | 2号ダム |
| 余17   | 普 | 余市川 | マカナイ川  | 砂防えん堤工 | H15～H20 | 仁木町  | 3号ダム |
| 余18   | 普 | 湯内川 | 石切川    | 砂防えん堤工 | H17～H22 | 余市町  |      |
| 余19-1 | 普 | 丸山川 | 丸山川    | 砂防えん堤工 | H25～H26 | 古平町  | 1号ダム |
| 余19-2 | 普 | 丸山川 | 丸山川    | 砂防えん堤工 | H29～H30 | 古平町  | 2号ダム |

### 地すべり防止施設

| 番号  | 地区名    | 主要工種 | 施行年度    | 市町村名 | 備考 |
|-----|--------|------|---------|------|----|
| 余20 | 古平泥の木  | 集水井工 | H05～H11 | 古平町  |    |
| 余21 | 余市銀山学園 | 集水井  | H12～H21 | 余市町  |    |
|     |        |      |         |      |    |

### 急傾斜地崩壊防止施設

| 番号  | 地区名   | 主要工種 | 施行年度    | 市町村名 | 備考 |
|-----|-------|------|---------|------|----|
| 余22 | 古平港町1 | 土留柵工 | H03～H13 | 古平町  |    |
| 余23 | 古平港町2 |      |         | 古平町  |    |
| 余24 | 古平港町3 |      |         | 古平町  |    |
| 余25 | 古平港町4 | 土留柵工 | H01～H05 | 古平町  |    |
| 余26 | 積丹日司  | 法枠工  | H14～H16 | 積丹町  |    |
|     |       |      |         |      |    |

### 雪崩対策施設

| 番号  | 地区名    | 主要工種   | 施行年度    | 市町村名 | 備考 |
|-----|--------|--------|---------|------|----|
| 余27 | 積丹幌武意3 | 予防柵、擁壁 | H08～H14 | 積丹町  |    |
| 余28 | 古平港町4  | 予防柵    | H15～H21 | 古平町  |    |
|     |        |        |         |      |    |

※番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施  
【砂防・地すべり・急傾斜地】

| 管理区分  | 区分   | 内容       | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画  | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料<br>図面表示     |
|-------|------|----------|--|---|---------|----|------------------|
| 予防管理型 | 施設補修 | 砂防関係施設補修 | 砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施 | ○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う |         |    |                  |
| 対症管理型 | 施設補修 | 護岸補修     | 護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修        | ○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                           |         |    |                  |
|       |      | えん堤補修    | えん堤の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修       | ○出水期前の点検及びパトロールにより砂防えん堤の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                        |         |    | 施設位置<br>(砂防えん堤等) |
|       |      | 法面補修     | 法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修       | ○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                           |         |    | 施設位置<br>(急傾斜地等)  |
|       |      | 排水施設補修   | 接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修                     | ○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                         |         |    | 施設位置<br>(地すべり等)  |
|       |      | 転落防止柵補修  | 倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修   | ○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                        |         |    |                  |
|       |      | 標識補修     | 標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処   | ○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                                    |         |    |                  |
|       |      | 管理用道路補修  | 不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処  | ○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う                                 |         |    |                  |

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(小樽建設管理部 余市出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施  
【砂防・地すべり・急傾斜地】

| 管理区分  | 区分     | 内容                  | 維持管理水準   | R6年度(2024年度)実施計画                                    | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料<br>図面表示 |
|-------|--------|---------------------|--|---|---------|----|--------------|
| 日常管理型 | 施設機能回復 | 土砂等除去               | 土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去                           | ○出水期前の一斉点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う       |         |    |              |
|       |        | 流木等除去               | 施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去   | ○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う         |         |    |              |
|       |        | 結氷除去                | 融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去                          | ○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う                     |         |    |              |
|       |        | 塵芥処理                | 施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理                                      | ○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う                    |         |    |              |
|       |        | 崩土除去                | 斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去                                    | ○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う                  |         |    |              |
|       |        | 排水施設清掃              | 土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施  | ○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する                 |         |    |              |
|       |        | 法面除草                | 人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施 | ○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する                  |         |    |              |
|       |        | 河道内伐開               | 樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去             | ○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う                      |         |    |              |
| 必要経費  | 維持施設   | 情報基盤観測機器保守点検・運用費    | 地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用  | ○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検<br>○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 |         |    |              |
|       |        | 土砂災害警戒情報システム運用費     | 地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費             | ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する                         |         |    |              |
|       |        | 地すべり情報通報システム保守点検運用費 | 地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用  |   |         |    |              |

## V 海岸編

## 1. 海岸の維持管理実施計画

(1) 海岸施設一覧（水管理・国土保全局海岸、余市出張所管内）

| 海岸名  | 市町村名 | 管理延長(m) | 備 考 |
|------|------|---------|-----|
| 余市海岸 | 余市町  | 10,425  |     |
| 古平海岸 | 古平町  | 6,665   |     |
| 積丹海岸 | 積丹町  | 41,345  |     |
|      |      |         |     |
| 計    |      | 58,435  |     |

※ 1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

## VI 資料編



